

愛知県文化財保護指針の策定について

このことについて、愛知県文化財保護指針の策定をしたいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年2月8日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の建議（平成28年1月15日）を受け、愛知県文化財保護指針の策定をする必要があるからである。

平成28年1月15日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会

会長 安田 徳子



愛知県文化財保護指針について（建議）

愛知県文化財保護審議会では、本県における文化財保護行政の今後の施策を展開するために必要な視点や考え方を示すものについて、慎重に協議・検討を重ねてきましたが、このたび、別紙のとおり「愛知県文化財保護指針」としてまとめましたので、ここに建議いたします。

# 愛知県文化財保護指針（案）

愛知県教育委員会

## はじめに

愛知県は、地形的には東部の三河山間部及び豊橋・岡崎の両平野、西部の濃尾平野、その間の東部丘陵に分けられます。山間部の生業や交通の拠点に集落が営まれ、主要河川である木曾川、庄内川、矢作川、豊川などにより形成された沖積平野や河岸段丘面が古くからの生活の場となってきました。そして、太平洋に張り出す知多半島、渥美半島と、この両半島に挟まれた伊勢湾、三河湾が生業だけでなく、古くから海上交通に利用されてきました。

また、歴史的には関東と関西の中間に位置し、古代より近畿からの文化の流入が常にあったことに加えて、わが国の政治的、社会的大変動の時代である中世以降も東西文化の結節点として大きな影響を受けています。

このような地形的、歴史的な特徴を背景に、本県は豊富な文化財に恵まれています。

しかし、近年、文化財を取り巻く状況は著しく変化しており、社会の変化が文化財に与える影響を考慮に入れた、総合的な文化財保護行政を執り行う必要性が高まっているといえます。

こうした状況から、ここに「愛知県文化財保護指針」を策定することといたしました。

この指針により、文化財に対する県民の関心や理解が深まり、本県に所在する文化財を適切に保存・活用するとともに文化財保護行政が円滑に推進されることを期待します。

平成 28 年 3 月

愛知県教育委員会

## 【愛知県文化財保護指針 目次】

はじめに

序	1	第3章 総合的な文化財保護	24
第1章 愛知県の文化財保護行政	2	1 文化財保護の体制	24
1 国の文化財保護の考え方	2	(1) 文化財保護室及び関係機関の現状と課題	24
(1) 文化財保護の意義	2	(2) 市町村との連携	25
(2) 文化財の体系と保護制度	2	(3) 関連機関との連携、体制づくり	28
2 愛知県の文化財の現状	4	(4) 人材育成と資質向上の取組	30
(1) 指定文化財の現状	4	2 文化財の保存	31
(2) 未指定文化財の現状	6	(1) 文化財指定等の取組	31
(3) 適切な保護に向けて	7	(2) 助成制度の整備	32
(4) 積極的な活用	8	(3) 文化財を活かした地域づくり	33
第2章 各分野の文化財保護	9	3 文化財の活用	34
1 有形文化財	9	(1) 調査と活用	34
(1) 建造物	9	(2) 情報発信と普及啓発	35
(2) 美術工芸品	10	4 文化財の管理	36
2 無形文化財	11	(1) 防犯・防災の取組	36
3 民俗文化財	12	(2) 文化財分野ごとの保護のあり方	38
(1) 無形の民俗文化財	12	(3) 防災体制と大規模災害時の対応に関する課題	39
(2) 有形の民俗文化財	14	終章 今後の方針	41
4 記念物	15	<参考資料>	
(1) 史跡	15	愛知県文化財保護指針策定の背景	44
(2) 名勝	15	愛知県文化財保護指針検討委員会設置要綱	46
(3) 天然記念物	17	愛知県文化財保護指針検討委員会委員名簿	47
5 文化的景観	18	愛知県文化財保護指針検討経過	48
6 伝統的建造物群	19	その他手引き	48
7 文化財の保存技術	20		
8 埋蔵文化財	20		
◇ 文化庁・愛知県による主な文化財調査一覧	22		

## 序

本県には、地域の特徴を示す貴重な文化財が数多く残されており、長い間大切に継承されてきた。これらは、地域の歴史や文化を理解するうえで重要であるとともに、将来の文化発展の基礎となるものである。文化財を適切に保存し、次代に継承するとともに、積極的な公開・活用を図ることは極めて重要なことであり、本県の文化財保護行政の主要な課題である。

近代以降、多くの文化財が変容、消滅を余儀なくされてきた反省から、貴重な文化財は、指定文化財として厳重な保護措置がとられてきた反面、保存が優先されるあまり文化財が活用されず、「保存中心主義」と呼ばれる弊害を指摘されることもあった。

しかし、社会の発展が減速し、成熟社会への移行が進む今日では、地域活性化の核として地域の文化財を幅広く活用し、「人づくり」や「地域づくり」に役立てようとする考え方が浸透しつつある。その一方で、市町村合併や地方分権、情報化の進展、生活様式の変容や価値観の多様化、過疎化や少子高齢化など社会の構造的変容はさらに進み、地域で継承されてきた文化財が後継者不足のため、その存続が危ぶまれたり、価値が理解されないまま、十分な保護措置がとられていない例も少なくない。

また、文化財は文化財保護法においてその定義が示されているが、これまでに文化財保護法自体が度々改正され、文化財の概念も人々の価値観の変化に伴い広がる傾向にある。文化財の中でも重要とされるものは、国や地方公共団体により指定を受け、「指定文化財」として手厚く保護されてきた。その一方で、指定などの保護措置は取られていないものの、大切な「未指定文化財」も数多く存在すると考えられる。

将来的に激甚災害により大きな被害を受ける可能性が指摘されている本県において、自然災害に対する文化財の危機管理体制の確立は、喫緊の課題である。

本県では、昭和30年の愛知県文化財保護条例公布後、その時々の文化財保護の施策等について対応してきたが、近年は、社会の変化が地域の文化財に与える影響を考慮に入れた、総合的な文化財保護行政を推進する必要性が高まっている。

この「愛知県文化財保護指針」は、上記の現状を踏まえ、各文化財分野における保護の現状と課題を整理し、本県における文化財保護行政のあり方について総合的な検討を行い、その結果を基に今後の施策を展開するために必要な視点や考え方を示したものである。

## 第1章 愛知県の文化財保護行政

### 1 国の文化財保護の考え方

#### (1) 文化財保護の意義

文化財は、日本の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた国民の貴重な共有財産である。したがって、日本の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、人づくり、地域づくり、国づくりに欠かすことのできない社会資本であり、後世への最大の贈り物とすることができる。

文化財が社会資本的価値を有するのであれば、その保護に関して行政も積極的な役割を果たし、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うように努めるべきである。

#### (2) 文化財の体系と保護制度

##### ア 文化財の体系

文化財保護法では、文化財を、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と定義している。また、それ以外に文化財の保存技術及び埋蔵文化財についても保護の対象としている。

##### イ 文化財保護制度

###### (7) 指定

指定制度は、歴史上、芸術上又は学術上の観点等から、重要なものを厳選し、恒久的に保護するものである。

国は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に、民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定している。

さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に、史跡、名勝又は天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に指定している。

なお、地方公共団体は、国が指定した文化財以外の文化財で、当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを、条例に基づき指定している。

###### (イ) 登録

登録制度は、従来の国の指定制度を補完する新しい保護手法として、緩やかな

規制の下で所有者の自主的な保護を促進するものであり、平成8年の文化財保護法改正でまず建造物を対象に導入され、平成16年の同法改正では建造物以外の有形文化財（美術工芸品）、有形の民俗文化財及び記念物にも拡大された。

国は、国及び地方公共団体が指定を行っているものを除き、その文化財としての価値を鑑み、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録している。登録されると、緩やかな規制の下で、税制上の優遇措置等の支援を受けることができる。

#### (ウ) 選定

国は、文化的景観に関して都道府県又は市町村の申出に基づいて特に重要なもの、価値が特に高いものを重要文化的景観に選定している。また、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定している。

#### (エ) 埋蔵文化財の取扱

土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」と言い、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされている。本県では埋蔵文化財包蔵地の種類について、国の指定基準に掲げる「史跡」の種類（集落跡、貝塚、官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳、その他の墓、窯業遺跡、その他の生産遺跡、祭祀遺跡及びその他の遺跡）及び遺物散布地としている。

時代としては、旧石器時代から中世までを包括的に取扱い、近世以降は学術的価値、地域の意義及び残存状況等を考慮して、県及び市町村教育委員会が重要と判断するものを対象としている。

埋蔵文化財包蔵地は、その性質上、所在そのものが把握されていない場合もあるが、その土地の歴史や文化を明らかにしていく上で不可欠なものであり、文化財保護法により保護の対象とされている。そのため、周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査や土木工事等を行う場合には、届出等の手続が必要である。

#### ウ 文化財の総合的な把握

文化財は人々の営みの中で価値が形成されてきており、文化財同士も相互に関連性を持っている。こうした地域の多様な文化財を継承していくためには、個々の文化財について、その単体としての価値を把握し、指定等により保護していくことに加え、指定の有無や分野の違いによらず、文化財の価値を総合的に把握し、関連す



る文化財と周辺環境を一体として保護していくことが必要となってきた。さらに、文化財の明白な価値だけを評価するのではなく、地域の特徴を加味した評価を行うことも必要である。これらの課題に応えるための具体的な方策として、国の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書（平成 19 年 10 月）において、「歴史文化基本構想」が提唱された。

「歴史文化基本構想」は地域に存在する文化財を、指定・未指定の区別なく的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想である。そのため、各地方公共団体が文化財保護の基本的方針、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりに役立つ指針として活用されることも期待されている。

## 2 愛知県の文化財の現状

### (1) 指定文化財の現状

本県の国及び県の指定文化財について、分野ごとに以下のような特徴が見られる。地域性や文化などの面から、「名古屋市、尾張、知多、三河（西三河、東三河）」と区分する。

#### ア 有形文化財

建造物は、国指定が名古屋市（12 件）、尾張（犬山市（14 件）、西三河（岡崎市（13 件））に多く所在している。これは、犬山市には博物館明治村があること、岡崎市には徳川ゆかりの社寺が多数所在するからである。県指定は名古屋市（12 件）、西三河（西尾市（8 件））に多く所在している。

美術工芸品は、国指定の約半数である 116 件が名古屋市に所在しており、県指定も名古屋市に最も多く所在している（94 件）。

#### イ 無形文化財

国指定はなく、県指定が瀬戸市と高浜市に 1 件ずつ所在しているのみである。

#### ウ 民俗文化財

有形の民俗文化財は、国指定が 5 件であり、瀬戸市、常滑市、知多市、蒲郡市、設楽町に 1 件ずつ所在している。県指定は知多（6 件）、西三河（9 件）、東三河（6 件）に多く所在している。

無形の民俗文化財は、国指定が西三河（6 件）と、指定の半数が所在しており、

県指定は尾張（13件）、西三河（15件）に多く所在している。

## エ 記念物

史跡は、国指定が知多に1件と少なく、他は名古屋市（6件）、尾張（12件）、西三河（10件）、東三河（9件）である。県指定は、尾張（14件）、知多（4件）、西三河（13件）、東三河（13件）であり、名古屋市には所在しない。

名勝は、国指定が名古屋市、一宮市・江南市、犬山市に1件ずつ、新城市に3件所在している。県指定は春日井市、あま市、知立市、新城市、設楽町に1件ずつ所在している。国及び県指定ともに、東三河に分布の偏りが見られる。

天然記念物は、動物が、国指定では美浜町、岡崎市、蒲郡市に1件ずつ所在しており、地域を定めず指定されたものが4件所在している。県指定は西尾市に2件、豊田市、蒲郡市に1件ずつ、地域を定めず指定されたものが1件所在している。

植物は、国指定が、東三河（10件）と最も多く所在しており、県指定は、西三河（14件）、東三河（20件）に所在している。

地質鉱物は、国指定が、豊田市（1件）、新城市（2件）に所在している。県指定は、小牧市、幸田町、豊田市、東栄町、豊橋市、田原市に1件ずつ所在している。

天然記念物は、三河に分布の偏りが見られる。また、植物が多く指定されているが名勝・地質鉱物の指定は少ない。

## オ 伝統的建造物群

国の重要伝統的建造物群保存地区として豊田市に1件所在しているのみである。

分野ごとにこれらのような特徴が見られることは、本県の地形的・歴史的特徴を表しているといえる。また、無形文化財等指定件数の少ない分野については、今後掘り起しが必要である。

愛知県内の国・県指定等文化財件数

平成 28 年 1 月末現在

	有形文化財							無形文化財		民俗文化財		記念物					伝統的建造物群	合計
	建造物	美術工芸品						芸能	工芸技術	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物				
		絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史							動物	植物	地質鉱物		
国指定等	79	57	44	79	82	5	2	0	0	5	12	38	5	7	16	3	1	435
県指定	45	97	107	107	40	28	5	0	2	25	44	44	5	5	50	6		610
国登録	449	0	0	0	0	0	0			1		0	1	0	0	0		451

(2) 未指定文化財の現状

文化財保護法における文化財の概念自体は、非常に広い範囲を包含しているが、一般的に文化財と言えば、国・地方公共団体指定の文化財を指す場合が多い。行政施策の対象となる文化財も指定・保存のための調査や埋蔵文化財の発掘調査等を除けば、いわゆる指定文化財に対する施策が中心となっている。

一方、指定等の保護措置は執られていないが、県民にとって大切な文化財は数多く存在すると考えられる。本県ではこのような「未指定文化財」の把握についての意識が希薄であったが、こうした「未指定文化財」についても今後は保護していく必要がある。そのためには、どこにどのような文化財が存在するか、全体的・網羅的に把握することを目的とした文化財の悉皆調査を行う必要がある。加えて、将来的に東海・東南海地震により甚大な被害を受ける可能性のある本県において、災害が発生した際の対応としても、未指定文化財を含めた文化財の網羅的把握が求められている。

また、近年、戦争遺跡等近現代の文化財も注目されており、県内においても防空壕等の所在が確認されているが、市町村により文化財としての取扱に差があることが課題となっている。

### (3) 適切な保護に向けて

本県では、国指定文化財の保護を国と一体となって総合的に推進するとともに、県内の国指定以外の文化財を保護するために文化財保護条例を定め、それに基づき本県にとって価値のある文化財を指定し、その保護を図ってきた。また、指定文化財関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、他の公益との調整に留意しながら、文化財の保護にあたっている。

さらには、文化財の適切な保護のために、文化財保護指導委員を設置し、文化財の巡視や文化財所有者や県民等に対する文化財の保護に関する指導及び助言等を行うとともに、文化財保護の考え方について普及に努めてきた。今後、文化財の保護に向けた取組をさらに推進するにあたっては、文化財は一度失うと、永久に再現することはできないということを念頭に、貴重な財産としての文化財の重要性・必要性を十分に周知するとともに、県や市町村だけで取組むのではなく、県民の協力を得る環境を作ることが継続的な保護につながると考えられる。

特に消失のおそれのある文化財については、国の各種制度等の活用も含め、計画的かつ確実に保護していく必要がある。さらに、指定制度及びそれを補完する登録制度の活用だけでは対象範囲が限られるため、文化財を総合的に把握する取組が必要である。

しかし、本県においては、現在のところ、文化財保護に関するマスタープランである「歴史文化基本構想」を策定した市町村はない。今後は文化財を活かした地域づくりに取組む市町村に対して、「歴史文化基本構想」を策定するよう働きかけるとともに、策定に際しては文化庁の指導の下、県として適切な指導・助言を行っていくことが必要である。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）（通称「歴史まちづくり法」）に基づく基本的な方針において、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を策定するにあたっては、「歴史文化基本構想」を踏まえ、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われるよう努める必要があるとされている。すでに「歴史的風致維持向上計画」を策定している地方自治体に対しては、それぞれの計画に基づき、周辺環境と一体となって文化財が保護されているかどうか、県として注視していくとともに、計画変更等の折に、「歴史文化基本構想」の策定について検討するよう働きかけていく。

さらに、近年、様々な自然災害が発生している状況を考慮して、非常災害時に備えた防災対策の策定が必要である。

#### (4) 積極的な活用

文化財を適切に保護して次世代に継承していくには、広く県民を対象とした普及啓発活動に積極的に取り組むことや、文化財への理解を深め、関心を喚起するための公開・活用を行うことが不可欠である。また、学校教育や生涯学習を通じた文化財に関する学習活動等、様々な場面で世代を超えて文化財を公開・活用することが、次世代への確実な継承につながると考えられる。

また、文化財の積極的な公開・活用は地域活性化の方策としても有効であり、観光や伝統的産業の活性化にも寄与すると思われる。

## 第2章 各分野の文化財保護

### 1 有形文化財

#### (1) 建造物

県内の文化財建造物には、古くからの産業や信仰に関する建造物や、郷土の三英傑（織田信長、豊臣秀吉、徳川家康）等に由来する建造物のほか、博物館明治村にある建造物をはじめとする日本の近代化を支えた産業遺産も数多く所在している。

また、市町村にも多くの指定文化財建造物や未指定・未登録の文化財建造物が数多く所在する。

課題	対応
○建造物特有の老朽化に対応した保存修理等への補助額の減少。指定文化財に比べて補助制度が少ない国登録有形文化財については、維持困難に直面している。	○県と市町村が連携しながら、文化財の保存・活用に対して積極的に関わりを持ち、文化財建造物を保護し、後世に継承していく方策を講じる。
○未指定・未登録物件に対する、詳細情報の総合的把握ができていない。	○文化財建造物の指定・登録手続きを進めるにあたっては、『日本建築近代総覧』（日本建築学会、昭和55年）等の過去の調査を参考に、今後も様々な調査を実施する。その成果に関する情報の整理及び公開・活用を行い、文化財の価値が評価された建造物について指定や登録を積極的に進める。
○文化財建造物の保護に関わる人材が不足している。	○これまで、保存修理事業に対する助成や指導助言、技術的支援等の取組を行っているが、さらに、技術者が修理に関わる機会を多く確保するなど、優れた人材を育成する場を設ける。

○耐震対策が遅れている。	○県・市町村の文化財保護行政担当者が連携して耐震対策を講じる。
--------------	---------------------------------

## (2) 美術工芸品

美術工芸品は、有形文化財のうち、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類される文化財である。美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法が施行された明治 30 年から実施され、戦後になって古文書、考古資料、歴史資料の 3 部門が設置され、計 7 部門となって現在に至っている。

本県では、これまで歴史上、芸術上あるいは学術上価値が高いものを指定し、保護を行ってきた。文化財の全分野の中で最も指定件数が多く、社寺等の宗教的拠点に残された遺品が大部分を占めている。

指定の内訳を見ると、分野では絵画、彫刻、工芸に集中しており、この 3 つの分野で指定件数の 90% 近くを占めている。時代別では、絵画では江戸時代、彫刻では平安時代の文化財が多く指定されているが、全体的には鎌倉時代から室町時代の文化財が多い。種別では宗教や信仰に関係するものが多く指定されている。

文化庁は、国宝、重要文化財の美術工芸品の所在場所に関して、平成 25 年 11 月から平成 26 年 9 月にかけて、都道府県の教育委員会を通じて全国的な所在場所確認調査を行った。その結果、109 件もの文化財が所在不明となっており、本県においても、2 件の文化財が所在不明となっていることが判明した。

課題	対応
○県内に所在する美術工芸品は相当数に上り、保護が必要な文化財が見逃されていると考えられる。	○指定することが保護の第一歩であるため、まず市町村の協力を得るなど、県内に所在する文化財を全体的・網羅的に把握する。その上で、『愛知県史』の成果も参考に、本県を特徴付ける価値の高い文化財について、時代や分野等のバランスを考慮に入れて指定の拡充を図る。
○盗難等の被害に遭う危険性がある。また、相続や売買の過程で法令上の諸手続が履行されないなどの理由により、所在	○文化財保護指導委員の協力を得るなど、定期的に調査を実施することで文化財の保存状態を継続的に把握する。また、

<p>が不明となる危険性がある。</p> <p>○大規模災害への事前対応が遅れている。</p>	<p>所有者や関係機関に対して、所在場所、所有者の変更手続や制度に関する情報を提供するなどの機会を設ける。</p> <p>○県内に所在する文化財を全体的・網羅的に把握した上で、文化財所在リストを作成するとともに、特に津波の被害が予想される地域の文化財を保管する施設を確保する。</p>
---	--

## 2 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを無形文化財という。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体得した個人又は個人の集団によって体現される。国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現しているものを保持者又は保持団体に認定し、我が国の伝統的な「わざ」の継承を図っている。

課題	対応
<p>○社会が急速に変化し、従来の生活様式が失われていく中であって、伝統的な「わざ」である無形文化財は、高度で奥深いものであるがゆえ、日常生活から縁遠いものとして関心を持たれなくなったり、職業として成り立たないなど、その継承が困難になっている。</p>	<p>○「わざ」を生み出す側とそれを享受する側を橋渡しするため、知識だけでなく、実際に作品等に接する機会をより多く設けることで、子供を含めた幅広い層に対して関心や理解を深め、支持層を広げていく。</p> <p>また、指定はされていないものの、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で、重要なものは、より多くの人々に理解が図られる映像記録等を用いて保存・活用を行う。</p>



<p>○新たな指定対象を発見していく方法の検討が不十分である。</p>	<p>○無形文化財保持者の死去などにより、指定解除された無形文化財に着目し、技術的に優れた後継者が存在する場合は、再指定を視野に入れる。</p> <p>また、愛知県内には「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和 49 年)により、経済産業大臣から 12 種類が指定を受けている。この技術は、本県を代表する伝統的な「わざ」であり、その中から新たな指定候補を検討することもできる。さらには、文化財保護法の趣旨にそって、歴史上・芸術上価値の高い工芸技術を保護育成するための公募展が開催されていることから、評価の高い作品を生み出した技術を、無形文化財として指定し、保護することも考えられる。</p>
-------------------------------------	---

### 3 民俗文化財

#### (1) 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、風俗慣習（正月行事、盆行事、祭礼等）、民俗芸能（田楽、獅子舞、盆踊り等）、民俗技術等、人々が日常生活の中で生み出し継承してきたもので県内には、国・県指定を始めとして数多くの無形の民俗文化財が存在している。

山村地域である奥三河地域では、古くから花祭や田楽等の民俗芸能が伝承されている。また、県全域で山車を伴う祭礼行事が多く存在し、とりわけ尾張地方を中心に山車からくりが盛んである。国指定は、全国の山・鉦・屋台行事 33 件のうち、「尾張津島天王祭の車楽舟行事」「知立の山車文楽とからくり」「犬山祭の車山行事」「亀崎潮干祭の山車行事」「須成祭の車楽船行事と神葎流し」の 5 件が該当し、全国最多を誇っており、平成 28 年には、ユネスコ無形文化遺産登録の審査が予定されている。

この他、飾り馬を社寺に奉納するオマント（馬の塔）行事も県内に広く分布し、これに関して、警固祭りや棒の手が各地で伝承されているのも特徴である。

課題	対応
<p>○生活様式や意識の変化、少子高齢化の進行等により後継者が不足している。</p>	<p>○民俗芸能への理解と認識を深めるため、昭和48年度から開催している「愛知県民俗芸能大会」を継続していく。</p> <p>また、後継者育成の取組として平成19年度から、「出前民俗芸能教室」を開始し、小・中学校等に地元の民俗芸能保存団体等を招き、郷土の伝統文化を紹介しているが、平成23年度からは鑑賞にとどまらず、体験、練習及び発表を行う「伝統文化出張講座」を実施し、地域と学校の連携強化を図っており、今後も継続していく。</p>
<p>○過疎化や都市化の地域社会の変容により、消滅の危機に瀕している無形の民俗文化財が存在する。</p>	<p>○現在伝承されている無形の民俗文化財の中絶等に備え、記録を作成し後世に伝える配慮も必要である。また、愛知県文化財保護条例では「県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを「選択」して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる」としているため、今後は指定による保護の措置が難しいものについては「選択する」ことも視野に入れて、無形の民俗文化財の保存・伝承を支援していく。</p>
<p>○維持費用の確保が困難。</p>	<p>○国の省庁及び県の各部局の施策には文化財保護、文化振興に深く関わるものも多いことから、それらの施策を積極的に</p>

<p>○環境の変化により用具の原材料が不足している。</p> <p>○本県の魅力のひとつである山車文化の県内外への周知と山車文化の気運の高揚が必要である。</p>	<p>利用していく。</p> <p>○原材料確保の方法について、情報交換ができるような幅広いネットワークを構築するとともに、各市町村や保存団体及び各民俗資料館等が連携する体制を整える。</p> <p>○指定・未指定を問わず、県内全ての山車まつりの保存団体及び所在する市町村を会員とする「あいち山車まつり日本一協議会」により、総会・研修会の開催や広報活動、公開イベント等を実施していく。</p>
---	--

## (2) 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等で、無形の民俗文化財と同じく我々の生活の推移を理解するために欠くことができないものである。県内では、各地域の産業に係る生産用具関係資料を中心に重要有形民俗文化財に指定されており、県指定では、山車・車楽船本体や山車からくり等、祭礼関係の文化財指定の多いことが特徴と言える。

国の登録有形民俗文化財は、平成 25 年 3 月に「大入の花祭用具及び関連資料」が県内で初めて登録された。

課題	対応
<p>○有形の民俗文化財を直接対象とした総合調査を実施していないため、全体的な把握や保護措置が不十分。</p>	<p>○民俗文化財本来の性格に基づき、生活の推移の理解のために欠くことができないものについて、全般的かつ体系的な情報収集を行い、県内の状況を把握するとともに、これまで使用されてきた経緯や意義について、より多くの人々の理解と保護に向けての取組が進むよう、気運を盛り上げていく。</p>

<p>○近年の生活様式や社会構造の変化等により、我々の生活の推移を知る上で大切な資料である有形の民俗文化財が消滅の危機に瀕している。</p>	<p>○有形の民俗文化財の背景となる地域的特徴を明らかにし、その情報の蓄積を図り、体系的に収集された資料について指定等の保護措置を講ずる。</p> <p>また、保護にあたっては、その背景にある使用方法、製作方法等の無形の要素についても記録保存する。</p>
--	--

#### 4 記念物

##### (1) 史跡

本県の史跡の特徴としては、埋蔵文化財の特性がそれをよく表わしているように貝塚、窯跡が比較的多く指定されていることである。これ以外には、集落跡、古墳、城館、戦跡等がある。

史跡の保護については、文化財保護法及び同施行令や県文化財保護条例に基づき県・市町村で行っている。また、全国組織としての「全国史跡整備市町村協議会」及び「同東海地区協議会」、「愛知県史跡整備市町村協議会」が設置され、史跡の所在する市町村が加盟をしており、それぞれで研修・陳情活動等が行われ、史跡整備等に関わる情報交換等が行われている。

指定されたものの中には指定後、長い年月が経過しているにも関わらず、保存活用計画が策定されていない史跡も多く、境界が不明確であったり、保存・活用が十分行われていない史跡もある。

課題	対応
○保存活用計画の策定が遅れている。	○史跡の管理団体である場合が多い市町村に対して、保存活用計画の策定を行うよう働きかけていく。

##### (2) 名勝

文化財保護法上、名勝は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの」と定義される。さらに、国の指定基準では「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」とされ、「自然が造り出したもの（自

然的名勝)」と「人が造り出したもの（人文的名勝）」の2つに大別されている。

自然的名勝は、新城市に、国指定名勝及び天然記念物の鳳来寺山、阿寺の七滝、国指定天然記念物及び名勝の乳岩及び乳岩峡の3件の指定がある。中央構造線の露頭が存在する東三河一帯は特異な地質・鉱物の宝庫で、独特な自然景観が形成されている。また、全国で唯一河川景観そのものが名勝指定された愛知県と岐阜県にまたがる木曾川（犬山市）と木曾川堤（サクラ）（一宮市・江南市）は広い範囲が名勝指定されている。

人文的名勝としては、国指定名勝では名古屋城二之丸庭園が唯一の指定であり、県指定の庭園3件はいずれも社寺の庭園である。

登録記念物としては、近代の造園文化の発展に寄与しているものとして、鶴舞公園が登録されている。

課題	対応
<p>○指定などの保護措置をとるためには、地域の景観資源等から指定対象を見出す必要があるが、県内の名勝地候補に関する調査を行っておらず、候補地について全体的な把握ができていない。</p>	<p>○文化庁により実施された調査結果等に基づき基本情報を整理するとともに、名勝地の候補となる事例については、詳細調査を実施して、その文化財価値を確定し、積極的に指定を行う。</p> <p>また、関連部局や研究機関等と連携し、優れた景観資源の把握に努めるとともに、愛知県文化財保護審議会委員を始めとする専門家の意見を踏まえ、地域の名勝を積極的に抽出・評価し、適切な保護措置をとっていく。</p>
<p>○名勝に対する県民や関係機関の関心を高めるための取組が不十分である。</p>	<p>○名勝についての情報や、未指定の文化財も含めた所在調査結果等を広く周知していく。</p> <p>また、県民が名勝保護の意義を理解し、優れた風致景観や庭園等を大切に思う心を育成する取組も必要であり、庭園</p>

<p>○保護にあたって関係部局との共通理解が進んでいない。</p>	<p>等の一般公開や説明会、復元整備・修理事業の一般公開等、広く名勝の価値を認識してもらう公開・活用事業や普及啓発事業を考案していく。</p> <p>○複数の部局によって所有・管理・活用されている名勝については、県教育委員会が積極的に調整役を担うことで「保存活用計画」を策定し、名勝及びその指定範囲内において、許容される行為に関する合意形成を図るなど、部局間の緊密な調整・連携を進める。</p>
-----------------------------------	---

### (3) 天然記念物

天然記念物は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の地質現象が生じている土地を含む）の中で、学術上価値の高いものである。自然や自然現象、二次的自然が「文化財」として指定の対象とされているのは、人類の歴史が自然と文化の相互作用の時系列として展開されており、自然は我々の持つ文化の醸成に深く影響を及ぼしているからである。

本県では、植物の指定件数が群を抜いており、なかでも巨樹及び名木等単一樹木の指定件数が多く、湿地及び石灰岩・蛇紋岩地、特殊な岩石が分布する地域に生息する希少種の群落や原始林、社叢・並木等の指定もある。動物では特に水域に生息する両生類や魚類、鳥類及びその生息地等が指定を受けている例が多い。地質鉱物では中央構造線が存在する東三河地域を中心に、自然現象に係る地形や鉱物産出地域等が指定を受け、保護されている。

課題	対応
<p>○指定対象は絶えず変化し続ける性質を持つため、計画的な管理・保全を欠かすことができない。</p>	<p>○分布調査・生息状況調査等天然記念物の所在状況について定期的にデータを取得し、関係機関に周知を図りながらその保全方法について協議・調整を行う。</p> <p>また、天然記念物に指定された希少動</p>

<p>○天然記念物に対する県民や関係機関の関心を高めるための取組が不十分である。</p> <p>○保存活用計画の策定が遅れている。</p>	<p>植物の中には、生息・生育の状況変化により、自然のままでは良好な状態を保つことができないものがある。その場合、生育環境の改善や保護施設の設置、樹勢回復、飼育繁殖等の対策をとる必要がある。</p> <p>こうした保全事業を行うにあたり、人材の養成、専門家、地域住民等とのネットワークを確立し、行政が関係機関と連携しながら助成や指導助言、技術的支援を積極的に行っていく。</p> <p>○樹勢回復作業や環境維持・復元工事等を積極的に公開するなど、効果的な地域住民参加型の公開・普及事業を継続的に計画・実施していく。</p> <p>○天然記念物の良好な環境の維持又は回復を図るため、関係機関が連携・協働し、保護を推進していくことが重要であり、県教育委員会が積極的に調整役を担うことで「保存活用計画」を策定し、保存及び活用の方針、現状変更等に対する考え方等、統一した基準を示していく。</p>
---	--

## 5 文化的景観

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」であり、平成16年の文化財保護法改正では、第6番目の文化財分野として位置付けられた新しい制度である。なお、本県では、重要文化的景観選定の実績はない。

課題	対応
○本県には伝統的産業や生活と風土が相互の深い関わりの中で育んできた地域固有の風景が残されているが、確たる保存措置が講ぜられている景観計画区域及び景観地区が所在しないため、候補である景観資源が滅失するおそれがある。	○文化的景観として選定候補となり得る景観資源の所在する市町村や住民に対して、制度の仕組みや保護の理念について丁寧に説明するとともに、保護を進めるため、景観地の文化財を総合的に把握する調査を実施する。

## 6 伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）は、城下町、宿場町、門前町等全国各地に残る歴史的な町並や集落の保存を図るための制度として、昭和 50 年の文化財保護法改正により導入され、国の重要伝統的建造物群保存地区として、全国 43 道府県 89 市町村 109 地区（平成 27 年 6 月現在）が選定されている。

歴史的な町並保存の先進地としては、有松（名古屋市）と足助（現豊田市）が全国的にも知られており、昭和 50 年に有松、昭和 52 年に足助、平成 8 年に犬山（犬山市）が国庫補助に基づく伝統的建造物群保存対策調査を実施しており、津島市でも、昭和 58 年から昭和 59 年にナショナルトラストによる町並調査が行われている。ただし、いずれも伝建地区の条例制定までには至らなかった。しかし、足助については平成 17 年に豊田市へ編入され、伝建地区制度の導入、保存・活用に向けた活動が進められ、平成 23 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その保存・活用が図られている。

足助地区は、中山道の脇街道として、尾張・三河と南信濃を結ぶ伊奈街道の道筋に栄えた商家町で、室町時代後期に原形となる町場が形成されたのが始まりといわれる。文化財保護法に基づく伝建地区制度ではないが、名古屋市では独自に「名古屋市町並み保存要綱」を定め、有松、白壁・主税・撞木、四間道、中小田井の 4 地区を町並保存地区に指定して保存事業を進めている。犬山市では歴史まちづくり法による「犬山市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、犬山城下町周辺地区を重点区域に定め町並の保存を図っている。津島市においても「都市再生整備計画」に基づき市と NPO 法人等が連携してまちづくり推進事業を進めている。豊橋市では、景観法に基づく「豊橋市まちづくり景観条例」により景観形成地区に指定している旧東海道二川宿の保存整備が進められ



ている。このほか、県内には、街道に沿って形成された町並や産業に基づく町並も各地に残る。

課題	対応
○町並が残る市町村について、伝建地区制度を用いた保存が可能かどうか、文化財保存状況とともに市町村や地元住民の意識が把握できていない。	○市町村の理解と協力を得て、市町村による保存対策調査を行った上で伝建地区を選定し、地域住民に対する説明会を実施するなど制度の理解を求めていく。理解が得られた後は、文化庁等の事業を活用しながら保存に取り組む。

## 7 文化財の保存技術

文化財としての美術工芸品や建造物の大部分は古い時代から伝来したものであり、その保存や修理は主として伝統的な技術、技法によって行われる。

県内には、国の選定保存技術として、「能楽小鼓（胴・革）製作修理」「左官（日本壁）」の2件が所在している（平成27年8月現在）。

課題	対応
○文化財の修理技術を保持する技術者が不足している。	○県内の文化財の保存修理事業に関わった個人・団体について調査を行い、保存技術の情報を把握し、保存技術者の育成を進める。

## 8 埋蔵文化財

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財で、その性格上、地域と深く結び付いており、地域性・独自性を有する。本県では、県や市町村の行ってきた分布調査等により、滅失したものも含め、約12,000箇所の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

本県の埋蔵文化財包蔵地の特徴としては、貝塚が多くみられること、また、瀬戸市、常滑市を始め、生産遺跡としての窯業遺跡が数多く所在することである。

本県の埋蔵文化財の保護体制は、国・県事業については県が、市町村事業及び民間事業については市町村がそれぞれ窓口となり調整を行っている。また、これまで市町村の協力を得て「愛知県埋蔵文化財保護要綱」IからVI（平成12年から平成20年）、「民間

調査組織導入基準」(平成 24 年)の作成を行ってきており埋蔵文化財の保護の手引として活用している。

課題	対応
○専門職員未配置のため、緊急を要する埋蔵文化財の保護に対応できない市町村がある。	○専門職員が未配置であり、緊急に対応しなければならない場合にのみ県職員が協力して対応し、専門職員が配置されるよう働きかける。
○埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する対応に市町村間で格差がある。	○近年の社会状況に即し、県が作成した要綱等の見直しや改定を適宜行う。

◇文化庁・愛知県による主な文化財調査一覧

分野	調査名	調査主体	報告書名（刊行年）
建造物	民家緊急調査	県教育委員会	『愛知の民家—愛知県民家緊急調査報告書』（S50）
	近世社寺建築緊急調査	県教育委員会	『愛知県の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査報告書』（S55）
	近代化遺産（建造物等）総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代化遺産—愛知県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書—』（H17）
	近代和風建築総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代和風建築—愛知県近代和風建築総合調査報告書—』（H19）
	県史編さん調査	県史編さん室	『文化財1 建造物・史跡』（H8）
美術工芸品	文化財集中地区特別総合調査	文化庁 県教育委員会	『文化財集中地区特別総合調査報告書 愛知県の文化財』（H7）
	県史編さん調査	県史編さん室	『文化財2 絵画』（H23）、『文化財3 彫刻』（H25）、『文化財4 典籍』（H27）
	国指定文化財（美術工芸品）の所在場所確認調査（H26年度）	文化庁	—
無形の民俗文化財	愛知県民俗芸能総合調査	県教育委員会	『愛知の民俗芸能 昭和61～63年度愛知県民俗芸能総合調査報告書』（H1）
	あいちの祭り行事調査	県教育委員会	『あいちの祭り行事—あいちの祭り行事調査事業報告書』（H13）
	愛知県民俗芸能緊急調査	県教育委員会	『愛知県の民俗芸能—愛知県民俗芸能緊急調査報告書—』（H26）
	県史編さん調査	県史編さん室	『民俗3（三河）』（H17）、『民俗2（尾張）』（H20） 『民俗1（総説）』（H23）
史跡	歴史の道調査	県教育委員会	『愛知県歴史の道調査報告書』I～IX（H1～H6）
	近代遺跡調査	文化庁	『近代遺跡調査報告書—軽工業—第一分冊』（H26） 『近代遺跡調査報告書—軽工業—第二分冊』（H27） 『近代遺跡調査報告書—鉱山—』（H14） 『近代遺跡調査報告書—政治（官公庁等）—』（H26）
名勝	近代の庭園・公園等に関する調査研究	文化庁	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（H24）
	名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）	文化庁	『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—』報告書（H25）

文化的 景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』(H15)
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』(H22)
埋蔵文 化財	重要遺跡指定促進調査	県教育委員会	『愛知県重要遺跡指定促進調査報告Ⅰ～Ⅶ』(S49～S59)
	愛知県中世城館調査	県教育委員会	『愛知県中世城館跡調査報告Ⅰ(尾張地区)』(H8) 『愛知県中世城館跡調査報告Ⅱ(西三河地区)』(H6) 『愛知県中世城館跡調査報告Ⅲ(東三河地区)』(H9) 『愛知県中世城館跡調査報告Ⅳ(知多地区)』(H10)
	知多半島詳細分布調査	県教育委員会	『愛知県知多半島遺跡詳細分布調査報告書』(H11)
	愛知県内窯業遺跡保存検討会	県教育委員会	『愛知県内窯業遺跡保存検討会報告』(H16)
	設楽ダム関連遺跡総合事前調査	県教育委員会	『設楽ダム関連遺跡総合事前調査 詳細遺跡分布調査報告書』(H19)
	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業関連遺跡総合事前調査	県教育委員会	『豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業関連遺跡総合事前調査 詳細遺跡分布調査報告書』(H20)
	県史編さん調査	県史編さん室	『考古1 旧石器・縄文』(H14)、『考古2 弥生』(H15)、 『考古3 古墳』(H17)、『別編2 中世・近世 瀬戸系』(H18)、『考古4 飛鳥～平安』(H22)、『別編3 中世・近世 常滑系』(H23)、『別編1 窯業1 古代 猿投編』(H27)

### 第3章 総合的な文化財保護

#### 1 文化財保護の体制

##### (1) 文化財保護室及び関係機関の現状と課題

###### ア 愛知県文化財保護審議会

文化財保護法に基づき、文化財の各種別に関わる専門的知識を有する有識者 20 名の委員で構成された愛知県文化財保護審議会（以下、県文化財保護審議会）を設置しており、愛知県文化財保護条例に基づき、県教育委員会の諮問に応じて文化財の指定等について調査・審議し、県教育委員会に建議している。

これまで、県文化財保護審議会からの指導・助言により、本県の文化財保護行政の専門性が維持されてきたが、文化財概念の広がりとともに多様な文化財に対応する必要が生じており、今後も県文化財保護審議会が有効に機能するためには、部会の再編成を行う必要がある。

###### イ 文化財保護室

文化財の保存・活用を適切に進めるには、組織体制を充実する必要がある。本県では、教育委員会事務局に文化財保護行政主管が置かれており、現在は、生涯学習課文化財保護室（以下、保護室）として、その職掌を果たしており、管理グループと保護・普及グループで構成されている。

文化財を取り巻く社会情勢や文化財概念の変化・拡大により、保護対象も広がっているが、保護室には埋蔵文化財以外の専門職員が配置されておらず、また、埋蔵文化財専門職員も不足しているため、専門職員数の適正化を図るよう検討する必要がある。

また、本県の文化財保護を統括する組織として十分な機能を果たせるよう、体制について常に検証を重ねるとともに、各種研修に参加することで職員の資質向上を図っていかなければならない。

###### ウ 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館

清須市に所在する愛知県清洲貝殻山貝塚資料館（以下、資料館）は、史跡貝殻山貝塚（清須市）の管理及び「朝日遺跡」の発掘調査成果の保管・活用を目的として、昭和 50 年に設置された施設である。開館時は清洲町（現清須市）に管理委託されていたが、施設の拡充整備を図るため、平成 10 年度からは県教育委員会が管理主体となり、出土資料の展示、体験講座等の事業を行っている。

資料館は開館から約 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、展示設備も古く、団体等の利用に供する十分なスペースも確保されていないなど、施設・設備面での課題を抱えている。また、朝日遺跡は、資料館開館後多くの貴重な調査成果によって全国的にも注目される遺跡となったが、その出土品の多くは愛知県埋蔵文化財調査センター（弥富市）に保管されている。平成 24 年には、主要な出土品 2,028 点が重要文化財に指定されているが、現在の資料館は、これらの調査成果や重要文化財の保管・活用施設としては十分に機能していない。

県が管理する史跡貝殻山貝塚及び朝日遺跡の調査成果を有効に活用するために、平成 27 年度から「史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会議」「愛知県清洲貝殻山貝塚資料館拡充整備基本構想検討会議」「にぎわい創出推進会議」を行っている。

## エ 愛知県埋蔵文化財調査センター

愛知県埋蔵文化財調査センター（以下、調査センター）は、保護室が行った調整により本発掘調査が必要な事業について、各事業者と調査範囲・調査時期について調整を行うことに加え、平成 22 年度からは中日本高速道路株式会社や企業庁の事業に伴う本発掘調査も行っている。

また、埋蔵文化財についての資料の収集、整理及び保存に関すること、調査についての指導及び研修に関すること、知識の普及に関することも行っている。

現状は、発掘調査に携わる職員が全員県立高等学校の教員であり、調査技術の蓄積や高い調査能力を維持することが困難なことから組織の強化が必要である。

## オ 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター（以下、（公財）埋文センター）は、調査センターが調整を行った事業について、保護室からの委託を受けて本発掘調査を実施し、調査記録及び出土品の整理・報告業務を行っている。

また、これまでの発掘調査の成果報告の場として、埋蔵文化財展を毎年開催している。

## (2) 市町村との連携

### ア 市町村の現状

文化財の保存・活用を行うためには、知識や高い専門性だけでなく、行政の仕組みや地域社会の実情等に通じた人材が必要だが、市町村では文化財の各分野にわたる

文化財専門職員を確保することが困難である。各市町村の文化財保護担当者数について、文化庁の調査（「埋蔵文化財職員等の状況調査」）により、埋蔵文化財専門職員の把握はしているが、それ以外の専門職員については調査を行っていないため、把握ができていない。

平成 11 年度以来推進されてきた、市町村合併（「平成の合併」）により、本県では 88 あった市町村が平成 23 年には 54（38 市、14 町、2 村）にまで減少した。特に三河地域において合併による市域の広域化が進み、効率化の反面、担当職員一人あたりの担当面積等が増えている。

## イ 市町村の役割

地域を母体にして育まれてきた文化財は、今後も所在する地域で保存・活用される必要があるため、地域と密接な関係を持つ市町村は特に重要な役割を担っている。従って、「地域の文化財は地域で守る」という基本理念のもとに、県は市町村と適切に役割を分担して、市町村への支援を積極的に行う。また、市町村をまたぐ文化財の広域的な公開・活用等、市町村間の連携についても支援の充実が必要である。

市町村は文化財保護の最前線に立ち、文化財の所在・状況確認、所有者等との連絡及び調整・指導、開発業者等との協議調整及び各種手続き等を行う立場である。また、市町村が文化財の管理団体に指定される場合も多く、適切な保存・活用のために保存活用計画の策定や日常の維持管理にあたらなければならない、県として、必要に応じ、適切な指導・助言や支援を行っていく。

一方で文化財保護行政には、社会の変化や保護対象の拡大により、種々の配慮や制度の改正が加えられてきている。平成 26 年 10 月に文化庁から『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』が刊行されており、その中で市町村が果たすべき役割がこれまで以上に明確に記述されている。

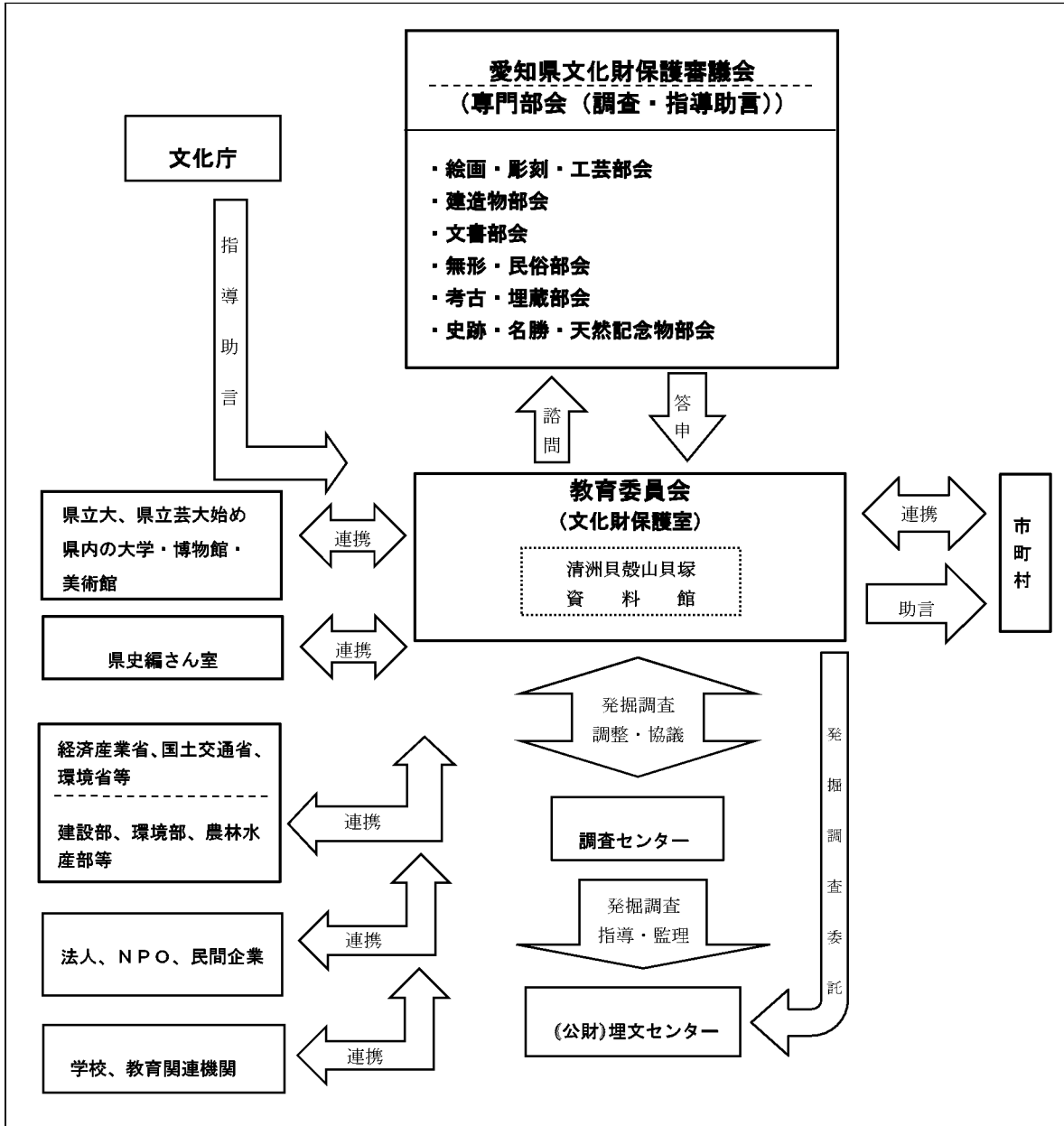
## ウ 文化財専門職員の配置

文化財保護に係る市町村に対する指導・支援は、県の重要な責務である。全ての市町村に文化財があるにも関わらず、文化財専門職員が未配置の市町村があることは、望ましくない状況である。

文化財保護行政においては、文化財の分野・種別を問わず、担当者が現場で迅速な判断や対応を求められる場合が多い。文化財専門職員が未配置の場合、それが適切に行われず、文化財保護行政の遂行に大きな支障が生じることが懸念される。今

後も県として、文化財保護行政を適切に推進するため、文化財専門職員が配置されるよう働きかけていく。また、市町村の要請により県文化財保護審議会委員等各文化財についての専門家を積極的に紹介するよう努める。

### 文化財保護体制の現状と他機関との連携強化





### (3) 関連機関との連携、体制づくり

#### ア 関連省庁・部局、他県等との連携

文化財は社会の幅広い分野に関連するものであり、国の省庁及び県の各部局の施策に深く関わるものも多いことから、これまでも連携が図られてきた。総務省の文化財防火デー等その一例である。今後は経済産業省の地域資源活用促進事業、国土交通省の社会資本整備総合交付金等についても積極的に活用を検討し、文化財保護に役立てられるよう努める。

自然環境保護、地域産業振興、観光等に関連して、今後も様々な省庁や部局が事業や施策を実施することが想定されるため、常に情報の把握に努め、文化財の保存・活用と関連付けて検討することが必要である。

環境省及び県環境部の諸施策については、国定公園や自然公園、自然環境保全区域等と記念物指定地が重なり、天然記念物や名勝等の文化財保護施策と重複する場合があるため、今後は、協力して取組める施策の研究に努める。

記念物及び埋蔵文化財の保護については、文化財保護を担当する県及び市町村教育委員会が主体的に取組まなければならないが、県では建設部、農林水産部等との情報共有や連携を密にし、開発行為で文化財の価値が損なわれることのないよう、引き続き調整を図らなければならない。

文化財によっては、広域にわたる指定を受けたもの、地域を定めず指定されたものがあり、県境をまたいで保護にあたらなければならないものもある。本県においては岐阜県にまたがる名勝木曾川や、特別天然記念物オオサンショウウオ、天然記念物イタセンパラ、ネコギギ等がそれにあたる。各県間で連携を密にし、協力して保護を行う必要がある。

本県が管理団体である名勝・天然記念物の木曾川堤（サクラ）についても、複数の自治体や機関が関係し、各組織との連携が重要であり、保護・管理構築のため、協力を求めていく。

#### イ 大学・研究機関等との連携

本県及び近隣の大学・博物館・美術館・研究機関等には、文化財に関連する専門家が所属している。これまでも、県文化財保護審議会委員としてなど専門的な立場から、文化財保護行政の遂行に際して数多くの指導・助言を得て、本県の文化財保護行政の専門性が維持されてきた。

今後、精密かつ効率的な文化財の総合調査等を実施していくためには、専門知識に加えて地域の実情に精通する大学・博物館・美術館・研究機関等の専門家の協力を得る必要がある。さらに、修復・修理等文化財の価値の維持や活用についての検討や文化財専門職員等の資質向上のための研修等の実施についても、専門家の指導が必要である。そのためには、本県及び近隣の大学・博物館・美術館・研究機関等に所属している専門家を把握したうえで、行政と大学・博物館・美術館・研究機関等との間で県内の文化財情報について共有化を図ることが重要であり、県は大学・博物館・美術館・研究機関等に対して地域の文化財情報を積極的に提供し、現状を理解してもらうよう努める。

#### ウ 法人・NPO・民間組織等との連携

本県では、法人やNPO、民間企業及び個人によっても保護活動等が行われている。こうした自発性に基づく民間活動への支援は、県民が文化財を大切に保護しようとする意識の拡大につながるため、県として積極的に行うよう努める。

民間の活動は、公的機関よりも自由な選択ができるため、文化財の保存・活用手法の多様性にも役立つものである。こうした活動を誘導するための条件整備や気運の醸成により、文化財の保存・活用に対する支援の拡大に努める。

しかし、民間の活動の状況について、本県で正確に把握できていないため、市町村教育委員会と連携して情報を収集する必要がある。

また、文化財の活用は、地域の観光と深く結び付き、商業施設が集客のために文化財を活用することもある。このことは、地域活性化や普及啓発の機会拡大に寄与する一方で、文化財の価値を損なう危険性もあることから、文化財保護行政としての適切な関与が必要である。

#### エ 学校及び教育関連機関との連携

地域住民が文化財に親しむ機会の拡大を図るには、子供たちを重要な対象として位置付ける必要がある。「弥生学習講座」や「伝統文化出張講座」等、子供達が学校や地域で文化財について学習し、体験できる機会を充実させることは、伝統文化の保存・継承の意味からも極めて重要であり、今後も学校との連携を密にして、文化財保護の立場からの働きかけを行うことが必要である。

また、教育活動に携わる教員に対する働きかけも重要である。教員に対して文化財保護についての理解を深めてもらうため、各学校で必要としている支援を把握し、

各教科の授業や学校行事において、教員が文化財保護に携わる者と協働できる環境の整備に努める。こうした、学校教育の場の活用に加えて、子供会やPTA等との連携により、子供たちを含む地域全体に対する働きかけにも努める。

#### (4) 人材育成と資質向上の取組

##### ア 人材育成の必要性

文化財の保存・活用が幅広く活発に行われていくには、活動に参加する多様な人材を育成する取組が欠かせない。こうしたことから、県民の自発的・積極的な文化財保護への関わりを促すよう努める。

##### イ 担当職員等の知識・技能の向上

地方公共団体、とりわけ市町村においては、文化財の各分野にわたる専門職員を十分に確保することが困難な状況にある。そのため、多くの市町村では、専門分野以外の文化財についても担当している職員が多く存在している。こうした現状を踏まえ、専門分野以外の担当職員に対し、県として文化財の保存・活用に役立つ知識や技能の習得を支援し、資質向上に努める。

本県では、市町村文化財保護行政職員を対象に「登録有形文化財建造物担当者課題研修会」を実施している。この研修会は、登録有形文化財建造物の保存修理事業に対する助成や指導・助言、技術的支援等に不可欠な知識や技能の習得をめざすものである。講義のみならず、現地視察や討論、実習等多様なプログラムを実施しており、登録有形文化財建造物を担当する市町村担当職員の知識や技能の向上に効果を上げている。参加者の中には、他の文化財分野の講座開催を希望する意見も多くあるため、今後は、他の文化財分野にも拡充し、文化財の調査や取扱、展示保管等に関する研修の実施を検討する。

##### ウ 専門能力を持つ人材の育成

文化財の保存・活用について、専門的能力を持った人材を育成し、保護の現場へ派遣する仕組づくりや、伝統的な保存技術などを学ぶ機会を設けるなどの取組を行う。

本県では、(公社)愛知建築士会と連携して、建築士を対象にした「あいちヘリテージマネージャー養成講座」を実施し、歴史的建造物の保存修理に携わる人材育成に努めている。そして、他の文化財分野に関わる技術者の人材育成を進めるためにも、県としてこのような講座の開講に努める。

## エ 地域住民の文化財保護の促進

地域に密着した、きめ細かく幅広い文化財の保存・活用の取組を可能とするため、行政として地域住民の自発的で積極的な関わりを促すよう努める。そのために、文化財の価値を分かりやすく伝え、文化財を取り巻く関係者とのつなぎ役となる文化財サポーターの育成を図りながら、地域住民や諸団体等の参加を促す必要がある。

具体的には、博物館等の文化財関連施設や公民館活動を通して、文化財の保存・活用のための基礎的な知識・技術を生涯学習の一環として地域住民に提供し、ボランティアガイド等の文化財サポーターの育成を目指す。さらに、文化財を活かした地域の活性化、まちづくりを総合的に調整する文化財コーディネーター等の育成を図る必要がある。

## オ 人材育成に関する情報発信

行政の取組として、地域における人材育成を進めるための事例を収集し、その情報を幅広く発信する必要がある。文化財の保存・活用に顕著な成果を挙げている個人・団体に対して、その功績を評価し、広報誌やホームページ等で紹介して活動の促進を図ることも効果的であり、県としても広報に努める。また、文化財の保存・活用は個人・団体だけでなく、県民全体で取組むべきであり、広く県民が参加できるイベントの実施や広報の充実を図ることにより、県民全体の文化財保護に関する意識を向上させ、文化財に親しむ機会の提供に努める。

## 2 文化財の保存

### (1) 文化財指定等の取組

#### ア 文化財の調査・把握

文化財保護の基本的な考え方は、法令に基づき指定や登録を行い、保護の対象とすることである。そのため、文化財の悉皆調査を行い、どこにどのような文化財が存在するかを把握する必要がある。なお、ここでいう「文化財」とは指定等を受け、保護の措置が図られているものだけを指すのではなく、未指定のものまで含む幅広いものである。

本県では、これまで文化財の計画的な悉皆調査は行っておらず、今後、全ての文化財について主題を設定して、悉皆調査を行うことが喫緊の課題である。特に、所有者変更や所在場所変更等により文化財の移動が多い美術工芸品についての悉皆調査については最優先事項として行う。調査方法としては、市町村や所有者等

に対するアンケートや聞き取りの実施、さらには実地踏査等の調査が想定されるため、実施にあたっては周到な計画が必要となる。

悉皆調査にあたっては、文化庁が行った文化財総合調査成果や県史編さん室の調査成果等、文化庁や地方公共団体が行った既存の調査成果を活用したり、県文化財保護審議会委員、文化財保護指導委員及び文化財関連機関との連携協力を図るなど、効率的な調査を計画・実施することが必要である。

#### イ 文化財の積極的指定

文化財保護法に規定されている6種類の文化財分野に応じて指定を行い、それぞれの観点から保存・活用の措置を講ずる従来の保護制度は、文化財の特性に応じてきめ細かい保護を行うために有効なものとして現在も機能している。本県では、愛知県文化財保護条例の規定に基づき、県文化財保護審議会へ諮り、県指定文化財の指定に努めてきた。今後も市町村教育委員会や関係機関等と連携しながら、本県にとって重要な文化財の指定を積極的に行っていく。

また、上記の悉皆調査の結果を目録化し、県文化財保護審議会の意見を参考に、価値を十分精査した上で指定していくことになるため、悉皆調査の結果を踏まえ、指定方針を示すことが必要である。

#### ウ 保護対象・保護措置の拡大

文化財の中には、「未指定文化財」が数多く含まれる。そのような文化財を幅広く把握し、文化財分野の枠を越えて総合的、一体的に保護するには、文化財を取り巻く環境も併せて保存・活用していくことが今後は重要となっている。

### (2) 助成制度の整備

#### ア 助成制度の意義

国民共有の貴重な財産である文化財は歴史的価値が高いものであり、適正に保存し、後世に正しく伝えていく必要がある。これらの文化財の保存修理等にあたっては、適切な時期に適切な保護措置を実施していくことが必要であるが、保存修理には多額の経費が必要となるため、行政による財政的援助は必要不可欠であり、助成制度を利用することにより円滑に保存修理等が実施され、文化財の保存・活用が図られることになる。

#### イ 現行の助成制度

現行の助成制度は、国指定文化財については、原則として、所有者または管理者が行

う保存修理事業等に対し国が補助対象事業費の2分の1、県が10分の1以内で補助金の交付を行っている。

また、県指定文化財については、所有者又は管理者が行う保存修理事業等に対して補助対象事業費の3分の2以内で補助金の交付を行っている。

#### ウ 助成制度の活用

保存・活用を行うためには助成制度の整備はもちろんであるが、限られた予算の中で効果的に保存・活用を行うためにも、国や他部局、民間団体等における文化財に対する助成制度についての情報収集及び所有者に対しての情報提供を行っていく必要がある。文化財の保存修理、防災に関する支援等のための寄付金制度、文化財の保存・活用のために所有者に対して資金を融資する文化財保護資金貸付制度等も含めて研究していく。これらにより、現行の助成制度では対応できない分野について、助成の幅が広がり、文化財の保存・活用が期待される。ただし、国や他部局への補助申請にあたっては文化財としての価値を担保するため、計画段階から文化財部局として関わっていくことが必要である。

#### (3) 文化財を活かした地域づくり

近年、文化財のもつ多様性が再認識され、地域の独自性の復興が強く望まれるようになってきている。とりわけ、過疎化が進む山村地域においては、民俗芸能や祭礼行事等の無形の民俗文化財が住民を結び付けている場合が多いが、後継者不足により、その存続が危ぶまれている。

文化財は、有形・無形、指定・未指定を問わず、「本物」のみが持つ力強い魅力を備えているため、地域を特徴付けており、地域づくりにはこれらの文化財を積極的に活用していくことが不可欠である。

例えば、歴史的建造物は地域のランドマークであり、貝塚や古墳、寺院跡、城跡等の史跡は地域の歴史を知るうえで不可欠な場所といえる。また、山や川、滝、庭園等は地域の美しい景観を特徴付け、植物、動物等の天然記念物は、地域環境を守ってきた人々の努力の賜物である。祭礼行事や民俗芸能等の無形の民俗文化財は、地域住民の絆の象徴と位置付けることができる。

このように、文化財は地域づくりに寄与する大きな魅力を有しており、これら文化財の魅力を広く内外に発信することにより、地域の活性化を図ることが可能となる。

昨今は、文化財を活かした地域づくりに積極的に取り組む市町村も増加している。第

1章で述べたように、「歴史文化基本構想」や「歴史的風致維持向上計画」に基づき、文化財の価値を総合的に把握し、それらの関連する文化財と周辺環境を一体として把握する視点も地域づくりには有効であるため、県として、市町村に「歴史文化基本構想」を策定するよう、適切な指導・助言を行う。

また、文化財を活かした地域づくりは県や市町村等の行政にとどまることなく、地域住民の支持と参加によって促進されるものであり、そのことが地域住民の手で文化財を末永く保護することにもつながっていく。そのため、各文化財の価値については住民へ十分周知する努力が必要であることはもちろんのこと、地域住民と連携するネットワークの構築に努める。

なお、文化財を活用する際には、文化財が歴史上、芸術上価値が高く、国民生活の推移又は生業の理解のために欠くことができないものであることを鑑み、その価値を損なわないよう十分留意するためにも、県及び市町村の文化財保護行政部局や博物館・資料館、専門家等の適切な助言が不可欠である。

### 3 文化財の活用

#### (1) 調査と活用

##### ア 保護室の調査

保護室では、県内の文化財の現状把握や指定による保存・活用の推進を図るため、多くの調査を実施してきた。

これらの調査成果を活かし、今後の文化財の保存・活用の取組において、未指定の物件を含めた文化財の掘り起こし・把握に努め、適切に保護措置を講ずる必要がある。

##### イ 関連機関の調査

###### (7) 文化庁の調査

文化庁は文化財の保存・活用に役立てるため、総合的な視野から各種文化財の調査を実施してきた。これらの中には、指定・未指定を問わず地域の潜在的文化財の把握を目的に各都道府県に依頼して行われた悉皆調査もある。県として指定候補物件の抽出、今後の保存・活用等に利用できる調査結果である。

###### (4) 県史編さん室の調査

県史編さん室により平成6年度から愛知県史編さん事業が行われている。本県の原始・古代から現代に至る歴史的発展過程を明らかにし、多くの貴重な資料を

県民共通の財産として後世に残し、学術・文化振興に資することを目的に、県内外にわたって広範な調査が実施され、関係資料の収集が行われている。

#### (ウ) その他

県陶磁美術館や県美術館において行われている収集活動や調査結果は、文化財保護にとって極めて貴重な資料である。

### ウ 調査成果の活用

保護室及び関連機関の調査成果は、地域の文化財を抽出・評価し、適切な保護措置を講ずるために有効な資料である。その活用を図るには、成果報告会や展示、あるいは調査報告書をインターネット上で公開することが考えられる。文化財の所在調査結果等を広く周知することで、文化財に対する関連機関や県民の関心や理解を得ることにつながり、災害や開発行為等による不測の滅失や価値の損失を未然に防ぐ備えともなる。

## (2) 情報発信と普及啓発

### ア 文化財情報の発信

文化財保護法では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。」(第4条第2項)とされている。

本県では、「文化財ナビ愛知」(国・県指定等の文化財情報)、「愛知県文化財マップ」(埋蔵文化財や史跡等の位置情報)、「朝日遺跡インターネット博物館」(朝日遺跡とその出土品の紹介)等のコンテンツを県公式ウェブサイト上で発信している。

また、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県生涯学習推進センターが配信している「学びネットあいちWEB教材」に、県内の無形の民俗文化財等の映像資料を提供している。

今後も、文化財の保存に配慮しつつ、人々の関心やニーズに合わせた多様な方法で公開を促進していくための有効な施策を計画、実施していくとともに、所有者等による文化財の公開促進に努めていく必要がある。

### イ 文化財の普及啓発

保護室では「愛知県民俗芸能大会」、「弥生学習講座」等の公演や講座を通して、県民が参加し、文化財に直接触れる機会を設けてきた。



また、名古屋市では身近にある歴史的建造物の保存・活用を進めていくためのボランティアを養成する「名古屋歴史まちづくり市民推進員（なごや歴まちサポーター）養成講座」を開催している。この講座の修了者は、景観整備機構名古屋まちづくり公社の名古屋歴史まちづくり市民推進員「なごや歴まちサポーター」として登録者名簿に登録され、歴史的建造物の保存・活用の相談役として活躍している。

こうした取組を参考にして、将来的には、講義や体験学習の参加者自身が文化財調査や文化財の保護活動に参加する機会を増やすことが望まれる。その結果、多くの人々が積極的に文化財に関わり、ボランティアや保護組織の育成にもつながっていく。

#### ウ 文化財のデータベース化

近年の情報技術の進展から、インターネット、ARコンテンツ等を介した文化財情報の活用も盛んになっている。電子情報による公開は、より多くの人々が時間や場所の制約を受けずに、文化財の情報に接し親しむ機会をもつことを可能にする。

本県では、文化財の所在場所を含めた総合的なデータベースを作成し、文化財保護のみならず都市計画などの各種の行政計画の策定や、学校における文化財を使った地域学習の実施等、様々な用途に活用されることを目指している。この作成にあたっては、今後実施を予定している、文化財の現状確認調査を行う際に撮影した写真を活用することも検討する。

こうしたデータベース化により、瞬時に文化財の広域的な位置情報が把握でき、災害時における文化財保護活動にも役立つことが予想される。ただし、美術工芸品については、その所有者や所在地に関する情報が犯罪につながる危険性もあることから、慎重に進める必要がある。

#### エ 今後の課題

インターネットで公開されている文化財情報は、市町村等の自治体、公私立の博物館・資料館、地域の観光振興団体からも発信されており、内容も文化財の画像や解説の他、位置情報、データベースなど多様な形態で提供されている。今後は、関連機関と連携し、これらの情報を必要に応じて取捨選択し、効率的に取得できる仕組の整備に努める。

### 4 文化財の管理

#### (1) 防犯・防災の取組

台風、地震等の自然災害や火災、盗難等の人為的な行為により、貴重な文化財が被害を受け、その価値が損なわれてしまうことがある。平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災等、我が国はたびたび大きな災害に見舞われ、その都度貴重な文化財が滅失あるいは被害を受けてきた。本県でも、東海・東南海地震等、大規模な災害の発生が懸念されており、災害時の文化財の保護のあり方についても、考える対策を講じておく必要がある。

#### ア 愛知県文化財保護指導委員

国及び県指定の文化財を始め重要な埋蔵文化財包蔵地の保存管理に関する巡視、文化財の所有者その他関係者に対する指導及び助言、地域住民に対する普及啓発などの業務を行うことで、文化財の保護を図っている。県内を30地区に分け、県教育委員会から委嘱された58人の委員が保護活動にあっている。この活動は、行政と所有者・管理者との連絡や文化財保護に関する意思疎通を図るうえで有効であり、地域の文化財保護意識の啓発にも役立つものである。今後は、市町村の文化財パトロール体制との連携を検討する。

#### イ 『文化財の防災の手引き』（平成11年3月発行）

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を基に、県教育委員会では、平成8年度から平成10年度の3カ年をかけ、直下型地震等の災害時に、県内の文化財に対していかに対処すべきか方針を検討した。

『文化財の防災の手引き』は、文化財の所有者・管理者の日常の保存・管理及び火災等に対する心得を主な内容としてまとめたもので、市町村教育委員会を通して、文化財の所有者・管理者に配付された。しかし、それ以降改訂されていないため、手引きの見直しについて検討する。

#### ウ 文化財防災台帳

平成10年度に、国・県指定文化財の所有者、市町村教育委員会の協力により、所有者ごとの所蔵文化財のリスト、所在位置及び敷地内の施設・防災設備等を網羅した台帳を整備した。台帳は県教育委員会と所管する市町村文化財保護行政課室で保管しており、文化財の防犯・防災体制の整備に役立てるとともに、災害等発生時には、文化財の罹災状況の確認、緊急的な保護措置等に際して活用することを想定している。

なお、文化財防災台帳は、平成24年度に再度、所有者・管理者に台帳の内容につ

いて確認を行った。

## (2) 文化財分野ごとの保護のあり方

### ア 建造物

伝統的建造物群を含む歴史的建造物は、長い年月を経たことによる老朽化が進んでいる物件もあり、その対応が必要である。一方、建てられた当時の考え方で地震や火事に備える工夫が施された物件もあり、それらを理解しながら、今後想定される震災や火災への備えが必要である。

地震に関しては、平成 22 年度に文化庁が県内の重要文化財（建造物）の耐震予備診断（旧所有者耐震診断）を行っており、県指定についても、国指定に準じて早急な対応が必要である。火災に関しても、周りに燃えやすい物を置かないなどの基本的な対策を講じるとともに、防火・消防計画を策定し、防災設備の整備を図るなど、日ごろからの予防・管理体制の整備を徹底していく。

### イ 美術工芸品・有形民俗文化財

有形文化財の美術工芸品や有形民俗文化財は、火災や地震等に加えて、不審者の侵入によるき損や盗難等に留意しなければならない。特に、近年においては、仏像等を専門に狙う窃盗集団による盗難が多発しているため、敷地内の死角を確認して巡回の頻度を高めるほか、防犯性能の高い錠への付け替えなど、より一層の対策強化が必要である。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、文化庁の依頼により国宝、重要文化財の美術工芸品の所在確認調査を実施し、本県においても所在不明の文化財が 2 件あると報告された。このため、県指定文化財においても、早急な調査の実施が必要である。

また、地域で文化財の写真撮影するなど、その特徴を正確に記録することで、万が一の場合に直ちに情報を提供できるようにする必要がある。

### ウ 無形の民俗文化財等

無形の民俗文化財や無形文化財等は、地域の精神に結び付く文化財である。災害により、地域社会が崩壊してしまうと、文化財として存続できなくなる。しかし、被災した地域社会の復興において重要な役割を果たすことも確かである。そのため、伝統芸能や伝統工芸、祭礼行事等の活動記録を作成するなどの対策を講じることが必要である。

## エ 史跡・名勝・天然記念物

記念物が被る災害では、土石流、洪水、がけ崩れ等の自然災害のリスクが高いため、日ごろからの管理体制の整備を徹底していくとともに、災害を被った際の対応マニュアルを作成しておくべきである。また、記念物が盗難・密漁等の被害を受けることもある。地域住民の監視の目が最も有効な抑止力になることを念頭に、普及啓発を強化する必要がある。

### (3) 防災体制と大規模災害時の対応に関する課題

#### ア 日常的な防犯・防災対策

日常的な防犯・防災対策は、所有者等の管理により日常管理が徹底されるよう周知を図ることである。犯罪等による被害が生じた場合には、被害の拡大を防ぐためにその犯罪等に関する情報を提供して個別・具体的な対応を促すことが必要である。

また、未然防止のためには、文化財の所有者・管理者の防犯・防災に対する意識の啓発が重要である。文化庁では、「建造物」「美術工芸品」「記念物（建造物）」「民俗文化財（建造物）」別に簡単にできる防火・防犯対策チェックリスト及び対応例を作成しており、これらを活用しながら、文化財の所有者だけでなく、県民全体に防犯・防災の意識を浸透させることが必要である。

#### イ 大規模災害への備え

大規模災害から県内文化財等を守るために最も必要なことは救済ネットワークの構築であり、博物館、NPO、行政等の関係団体が連携して活動する体制を整えることである。

活動内容は、災害に備えた活動と災害時の活動がある。前者は所有者や管理者等への防災意識の啓発や文化財等の救済に関わる研修等であり、後者は県内文化財の被災情報の収集や救済等である。本県においても、愛知県博物館協会を中心としたネットワークづくりが行われているが、文化財保護行政側の災害対策の充実に向け、今後は相互のネットワークを構築することが必要である。これまでの災害では、きわめて広域にわたる被害により多くの文化財が損失している。災害時に迅速な文化財レスキュー活動を行うためには、未指定文化財を含めた文化財の悉皆調査により、文化財情報を収集し、台帳化することが必要である。また、災害後の復旧のためには、すみやかに保存に必要な処置ができる場所の確保や、レスキューにあたることのできる施設・組織とその技術的な内容をリスト化すること、写真撮影や測量図作

成等詳細な記録保存を行っておくことなどが急務である。

大規模災害が発生した場合に、本県としてまず行うべきことは防災局や消防機関等と連携し、文化財の被害状況の把握や文化財レスキュー活動の掌握にあたることである。被害状況の把握にあたっては、被災市町村のみならず近隣市町村も協力して被害状況の把握に努めなければならない。また、可能な限り速やかに現地に赴き、状況確認を行うとともに被災文化財等の所有者に対し、廃棄せず保存に努めてもらうように依頼することも大切である。文化財レスキュー活動については、現地スタッフを中心とする活動だけでは限界があるため、自衛隊等の協力が必要なことも多く、その活動にあたっては、瓦礫の中に含まれていると予想される資料情報を伝え、細心の注意を払ってもらうことなどを確認していかなければならない。

また、大規模災害時の活動拠点が博物館・美術館になることや、学芸員の専門分野に関連する全国的な組織等にも協力しながら活動していくことが想定されるため、市町村文化財保護行政機関や県内の博物館等との連携を図りつつ県としての文化財保護体制を構築していく必要がある。

## 終章 今後の方針

昭和 25 年に制定された文化財保護法はこれまで度々改正されており、また、人々の価値観の変化に伴い文化財の概念も広がる傾向にある。本県では、昭和 30 年に愛知県文化財保護条例を定めて以来、その時々文化財保護の施策等に対応してきたが、近年は、社会の変化が地域の文化財に与える影響を考慮した文化財保護行政を推進する必要性が高まってきている。また、発生が予測される東海・東南海地震等大規模災害への備え等、本県における文化財の危機管理体制の確立も必要である。これらを踏まえ、今後の本県における文化財保護行政の考え方を整理し、重点的な課題と対応を文化財保護指針として取りまとめた。

文化財保護行政の重要な取組について一言で言えば、「人材育成」にある。文化財は人の営みにより生まれ、保存・継承されていくものであるから、文化財保護行政の事務を教育委員会が行うこととする文化財保護法の規定を改めて認識し、「文化財保護の精神を育む」ことを教育委員会の本来用務として、倫理観も併せて持つ人材育成に最優先に取組まねばならない。このことについては以下のようにまとめることができる。

第一に、未指定文化財を含めた文化財の総合的把握のための人材育成及び体制づくりである。未指定文化財の把握等、地域における文化財情報の収集を始めとする悉皆調査の体制づくりの研究を進める必要がある。当面は、文化財情報の収集や現況確認を行うことができる文化財サポーター等を養成していく。また、現在活動中の県文化財保護指導委員との連携についても併せて検討していく。

第二に、地域に眠る文化財を掘り起こし、修理や保存等に当たることができるヘリテージマネージャー等の専門家養成については、建造物に限らず幅広い文化財分野に広げていくことが必要である。また、文化財を活かした地域の活性化、まちづくりを総合的に調整する文化財コーディネーターや地域住民の意識を醸成する文化財サポーターを大規模災害に備え、文化財危機管理等にも対応できる人材として育成していく。

第三に、人材育成や文化財活用場である県内博物館、資料館との連携については、地域の博物館等が文化財サポーター等の養成機関として位置付けられるように体制の整備を行う。

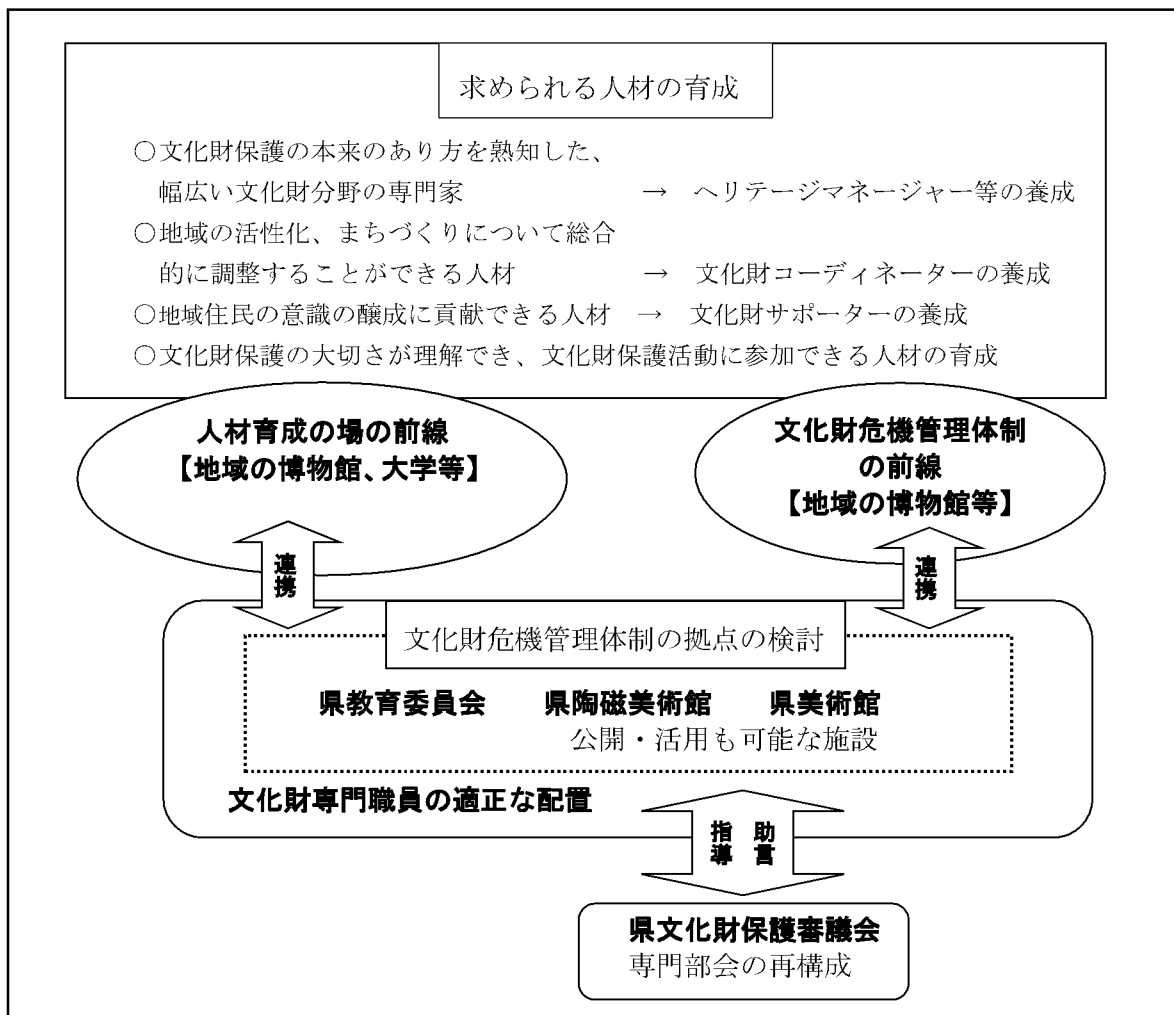
第四に、文化財保護の部局間や自治体、組織を越えた連携を図るため、これまでの文化財保護体制を発展・強化させていく必要がある。地域の文化財を認識し将来へ継承するには、個別の文化財価値の積み重ねにとどまることなく、文化財の所在する地域を総体として捉え、評価することが重要となりつつある。そのため、文化財保護の体制を「個々の文化財価値」から「地域の総体としての文化財価値」へとする総合的な取組が求められる。文化財保護行

政機関としての県教育委員会と、保存活用・調査研究機関としての県陶磁美術館、県美術館との部局を越えた連携も必要であり、文化財専門職員を欠く分野については、将来的に配置することを検討する。

この他、県教育委員会の重要な取組として、次のことが挙げられる。

国の文化財概念の広がりとともに多様な文化財に対応する必要があるため、県文化財保護審議会が有効に機能するために、専門部会の構成について分野別だけでなく、総合的に文化財価値を判断する部会の設置を進めていく。また、文化財は社会の幅広い分野に関連するものであり、文化財を適切に保護するためには、専門家である県文化財保護審議会委員の指導・助言の下、文化財関連機関が連携することが必要である。今後は、大規模災害への備えとして、文化財の保管場所の確保等、文化財危機管理体制の拠点についても併せて検討すべきと考えている。

### 人材育成と危機管理体制の検討



## <参考資料>



## 愛知県文化財保護指針策定の背景

本県には地域の特色を示す貴重な文化財が数多く残されており、県民により長い間大切に継承されてきた。



### (1) 本県の文化財保護行政の現状

#### ○「文化財を取り巻く社会的状況の変化」

- ・市町村合併や地方分権
- ・情報化の進展
- ・生活様式の変容や価値観の多様化
- ・過疎化や少子高齢化等

#### ○「文化財概念の広がり」

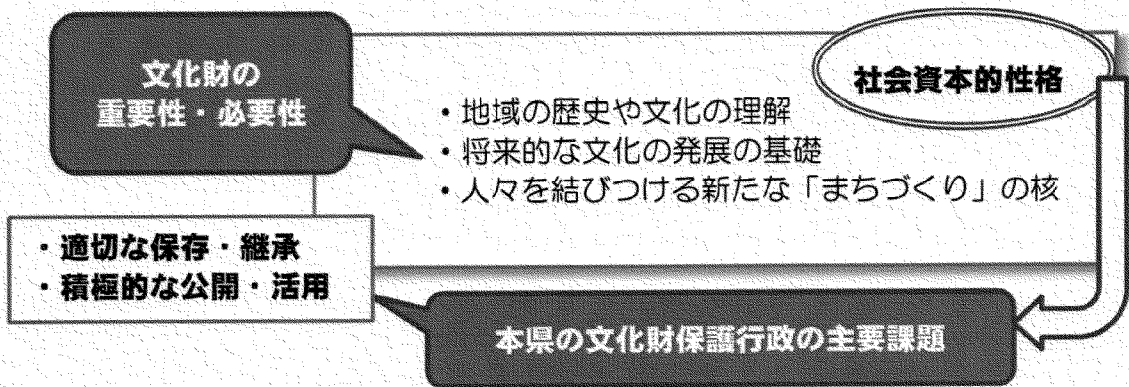
- ・保存活用手法の多様化
- ・「未指定文化財」の存在

- 後継者不足のため、存続の危機
- 価値が十分理解されないまま保護措置がとられていない
- 指定文化財の活用が図られていない

- 今日的課題に対する柔軟で体系的な保護行政を行う必要
- 本県に所在する文化財を適切に保存・活用するとともに文化財を活用した地域活性化に向けた文化財保護行政の円滑な推進を図る。

文化財

各地域で  
長い間、  
大切に、  
継承され  
てきた



## (2) 時代・社会の変化と文化財保護行政の対応

### ○平成 28 年度＝愛知県文化財保護条例公布 60 周年

→公布以来、その時々文化財保護の施策等について対応してきたが、近年は、社会の変化が地域の文化財に与える影響を考慮に入れた、総合的な文化財保護行政を推進する必要性が高まっている

- ・時代を反映した保護の仕組の改正
- ・保護対象の拡大に合わせた配慮

### 組織的・計画的な文化財保護行政を推進するため

#### 対応策

愛知県の文化財保護行政のあり方について、総合的に検討

- ・文化財を取り巻く現在の社会状況を踏まえ、全ての分野における現在の文化財保護の現状と課題を整理
- ・激甚災害や盗難への対応、学校教育や民間・関係機関等との連携

検討結果を基に

施策を展開するのに必要な視点・考え方を示す指針を策定

- ・県民の関心や理解を深め、文化財を大切にする思いを醸成
- ・地元で保存活用を担う市町村の参考のためにも

## 愛知県文化財保護指針検討委員会設置要綱

### (目 的)

第1 この要綱は、「愛知県文化財保護指針検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

### (協議事項)

第2 委員会は、愛知県文化財保護指針の策定について協議・検討し、愛知県文化財保護審議会に提案する原案を取りまとめる。

### (構 成)

第3 委員会は、文化財保護審議会会長及び副会長と各専門部会代表者の8名で構成する。ただし、代表者が委員会に出席できない場合には、各専門部会から代理出席することができる。

### (正副委員長)

第4 委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は愛知県文化財保護審議会会長をもってあて、副委員長は委員の互選により決定する。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長は事故ある時はその職務を代理する。

### (会 議)

第5 委員会は、協議事項に応じて委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

### (庶 務)

第6 委員会の事務局は、愛知県教育委員会事務局生涯学習課文化財保護室に置く。

### (その他)

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

愛知県文化財保護指針検討委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

		氏名	所属部会	現所属等
愛知県文化財保護審議会委員(二十名)	検討委員会委員(八名)	◎安田 徳子	文書部会	岐阜聖徳学園大学名誉教授
		○足立 守	史跡・名勝・天然記念物部会 考古・埋蔵文化財部会	名古屋大学特任教授
		久保 智康	絵画・彫刻・工芸部会 部会長 無形・民俗文化財部会	叡山学院教授
		大塚 英二	文書部会 部会長	愛知県立大学教授
		溝口 正人	建造物部会 部会長 考古・埋蔵文化財部会	名古屋市立大学大学院教授
		大塚 達朗	考古・埋蔵文化財部会 部会長 史跡・名勝・天然記念物部会	南山大学教授
		丸山 宏	史跡・名勝・天然記念物部会 部会長	名城大学教授
		菊池 健策	無形・民俗文化財部会 部会長	元文化庁主任文化財調査官
	代理出席が可能な委員(十二名)	伊藤 大輔	絵画・彫刻・工芸部会	名古屋大学大学院教授
		熊田 由美子	絵画・彫刻・工芸部会 建造物部会	愛知県立芸術大学名誉教授
		越川 次郎	無形・民俗文化財部会	中部大学准教授
		小谷 成子	文書部会	元愛知県立大学教授
		塩出 貴美子	絵画・彫刻・工芸部会	奈良大学教授
		並木 誠士	絵画・彫刻・工芸部会 建造物部会	京都工芸繊維大学大学院教授
		西岡 陽子	無形・民俗文化財部会	大阪芸術大学教授
		西澤 泰彦	建造物部会	名古屋大学大学院教授
		日高 薫	絵画・彫刻・工芸部会 無形・民俗文化財部会	国立歴史民俗博物館教授
		藤澤 良祐	考古・埋蔵文化財部会 史跡・名勝・天然記念物部会	愛知学院大学教授
		渡辺 勝敏	史跡・名勝・天然記念物部会	京都大学大学院准教授
		渡邊 幹男	史跡・名勝・天然記念物部会	愛知教育大学教授

### 愛知県文化財保護指針検討経過

年度	審議会	検討会	時 期	審 議 内 容
26	第1回		7月25日(金)	策定の趣旨説明
		第1回	10月10日(金)	指針策定の方針について
		第2回	12月19日(金)	(1)指針策定の方針について (2)指針案検討(章立て及び第1章)
	第2回		1月16日(金)	検討経過報告
		第3回	2月13日(金)	第3章検討
27		第4回	5月22日(金)	全章検討(第2章を除く)
		第5回	7月10日(金)	全章検討
	第1回		7月31日(金)	検討経過報告
		第6回	10月9日(金)	「保護指針(案)」検討①
		パブリック・コメント 10月23日(金)から11月21日(土)		
		第7回	12月18日(金)	「保護指針(案)」検討②
	第2回		1月15日(金)	「保護指針(案)」審議
		教育委員会会議 2月8日(月)		
	愛知県文化財保護指針策定 3月			

### その他手引き

#### 1 『文化財保護の手引き』(平成8年3月発行)

文化財を保護するため、国では文化財保護法、県では文化財保護条例等の法令を制定し、それを施行するために様々な政令や規則を定めている。これらに基づき適切に文化財保護の手続を行うためのマニュアルである。

内容は、「指定文化財に関わる事務手続」「銃砲刀剣類の取扱い」「文化財の補助金事務」で構成している。

#### 2 『記念物保護の手引き』(平成11年3月発行)

『文化財保護の手引き』に記載している内容の中から、記念物(史跡・名勝・天然記念物)に関して、具体的かつ詳細に記載したものである。

内容は、「記念物保護の基本」「記念物保護行政の実際」「公有化」「記念物保護に関する法令・通知・条例等」で構成している。

## 愛知県文化財保護指針

発行 平成28年3月

愛知県教育委員会  
(生涯学習課文化財保護室)

〒460-8534  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話052-961-2111